

「京都議定書目標達成計画（案）」に対する意見

社団法人経済同友会

今般、政府は「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しを行い、本年3月末、新たに「京都議定書目標達成計画（案）」（以下、「達成計画案」）として取りまとめ、関係各方面から意見を求めるパブリックコメントに付した。

そこで、昨年12月に当会が取りまとめた『地球温暖化問題の克服に向けての8つの提言』（以下「提言」）もふまえて、以下の8点について「達成計画案」に対する意見を述べる。

[意見のポイント]

政府・地方自治体が、具体的行動の実践により国民に範を示すべきである。
達成計画をダイナミックに持続的に進化させていくため、施策の評価や費用・効果の算定を公正かつ客観的に実施できるよう、定量的データの整備や統一的なモニタリング手法を確立し、PDCAサイクルを実効あるものとするのが不可欠である。
国民・企業など各主体の自主的取り組み・創意工夫を引き出すことが基本である。
地球規模での排出削減に資するCDMなど京都メカニズムを積極的に活用すべきである。
財源確保を目的とする増税には反対である。
国内排出量取引制度は、経済成長や企業活動に不当な制約を与えないような制度設計ができなければ、導入すべきではない。
長期的視点からエネルギー多様化に向けた国家戦略としての具体的ビジョンを確立し、技術開発を推進すべきである。
国際連携・国際貢献において、政府がリーダーシップを発揮することが必要である。

1. 「達成計画案」全般・基本的方向性について（「達成計画案」全般および第1～2章）

今回「達成計画案」が取りまとめられたことで、京都議定書の目標達成までの具体的な道筋の全体像がひととおり示された。最も重要なことは、この達成計画を単なる「かけ声」「お題目」とするのではなく、計画に盛り込まれた取り組み項目を各主体が具体的に実践し、これを実効あるものとするところである。

中でも、政府・地方自治体の果たすべき役割は極めて大きい。「達成計画案」の中で「政府・地方自治体の率先垂範」が繰り返し強調されているが、政府・地方自治体はこれを単なる「謳い文句」とすることなく、自らの責任体制を明確にし、具体的行動の実践をもって国民に範を示すべきである。特に今後の対策の具体的な実行にあたっては、政府においては省益や縦割り構造を打破し、統一されたビジョンの下で各省庁が一体となって問題の克服に取り組むことが重要である。各地方自治体においても、政府と一体となった取り組みの実践が必要である。

また「達成計画案」において、各施策の効果を評価したうえでさらなる対策を講じる仕組みである「PDCA」の概念が導入されたことは評価できる。今後の対策推進にあたっては、計画の内容

を不変のものとして、これをダイナミックに持続的に進化させていくことが必要である。同時に、P D C Aにおける取り組みの評価プロセスにおいては、恣意的な評価とならぬよう、独立性を有する第三者機関による客観的評価を可能とすべきである。

2. 目標達成のための対策・施策について（「達成計画案」第3章）

（1）「温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策」について

各対策項目のベースとなる「国民の各界各層の参画による取り組み」という基本的な考え方は、地球温暖化対策の最も重要な要素だといえる。温室効果ガスの排出削減は、特定のセクターや企業だけが担うものではなく、等しく国民全員の責務である。「提言」でも強調したように「全員参加による努力の実践」が基本であり、政府はこの点を中心に据えて政策を推進しなければならない。その際には各主体の自主的な取り組みや創意工夫こそが重要であり、こうした取り組みを喚起し、その努力の成果を最大限に活用すべく、さらなる削減ポテンシャル（可能性）の掘り起こしや施策の発掘に取り組むべきである。

また、「達成計画案」の中で「現状の森林整備状況では目標を大幅に下回る」と指摘されている「森林吸収源対策」については、わが国の林業が産業として自立していないことが最大の問題であり、規制改革も含めて林業を近代化し、「自立した産業」として戦略的に育成していくことが不可欠である。そのためには安易に補助金に頼るのではなく、まず現行の各種予算を適切に活用し、施策を着実に実行することが重要である。

一方、本項で各種施策が講じられているような国内対策による努力は当然であるが、「京都メカニズム」、特にC D Mは、国内対策の不確実性を柔軟に担保し、市場メカニズムの活用を通じて地球レベルでより効率的・効果的に排出削減を行うことができることから、「補足性の原則」にとらわれ過ぎることなく、そのさらなる活用にまで踏み込むべきである。また、C D Mプロジェクトの認定から実行までには長い時間を要することから、政府は関連する施策を速やかに実施する必要がある。特に、民間事業者がこのスキームを円滑かつ積極的に安心して活用できるよう、企業会計上・税法上の取り扱いや、クレジットを自主的に償却する場合の制度基盤の整備など、政府は必要な条件整備を速やかに進めていただきたい。

（2）「横断的施策・基盤的施策」について

排出量の算定・報告・公表制度 / 環境報告書の作成・公表に関する意見

従前より当会は、C S R（企業の社会的責任）の観点から率先して情報開示するスタンスで取り組みを進めている。今後、事業規模の如何に関係なくさらに多くの企業が自主的に情報を公開するよう、C S R推進の取り組みを拡大すべきと考える。

国民運動に関する意見

国民の意識啓発に資する定量的データを用いた「可視化」による「わかりやすい情報提供」の観点が盛り込まれたことは評価できる。ただし、重要なことは、それが国民の具体的な行動に結びつくことであり、単なる「かけ声」だけに終わらぬよう、効果の評価検証に基づく実現可能な実効ある施策を実施すべきである。

環境税に関する意見

いわゆる「環境税」に関しては、「国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされているが、費用対効果の検証や既存のエネ

ルギー関連税制・財源との整合性の問題、さらには法人税・所得税や消費税等も含めたわが国の歳入・歳出構造や財政・税体系全般の理念・あり方について、より総合的かつ中長期的な議論を行うことが不可欠である。したがって、財源確保を目的とする増税には反対である。

国内排出量取引に関する意見

国内排出量取引制度に関しては、これが国内での排出削減につながるのかどうか、現時点では効果が明らかではない。経済成長や企業活動に不当な制約を与えないような制度設計ができなければ、導入すべきではない。

基盤的施策に関する意見

本項で言及されている「定量的算定・評価手法の確立」は、PDCAや情報の「可視化」を行ううえで不可欠である。今後LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）データ等の定量的情報を早急に整備するとともに、取り組みの効果を公平・公正に評価するための統一されたモニタリング手法の確立が必要である。

また「技術開発の推進」については、長期的視点に立ち、エネルギー多様化に向けた革新的技術開発の具体的ビジョンとロードマップを国家戦略として明らかにすべきである。「国際貢献・国際協調」に関しては、「達成計画案」でも言及されているように何よりもまず政府が、途上国への技術協力や世界の全ての国が参加するような枠組みの提案など、真の地球温暖化問題の解決につながるよう、国際的リーダーシップを発揮することを強く要望する。

3. 「地球温暖化対策の持続的推進」について（「達成計画案」第4章）

（1）対策の効果の評価・検証について

「達成計画案」では、各対策項目における費用対効果が明らかにされなかった。今後においては、費用も含めた定量的評価を行い、各施策の優先順位づけを行うことによってより効果的に対策を推進することが必要と考える。費用の算定・効果の評価にあたっては、数値の検証を十分に行うとともに、算定内容の妥当性を客観的に評価できるよう、その根拠を明確に示す必要がある。また、算定された費用額と「財源獲得のための新税導入論」とは別個の問題であり、地球温暖化対策の財源は増税によらず、現状の歳出規模の中での優先順位づけによって確保することを基本とすべきである。

（2）推進体制について

達成計画の推進にあたっては、政府内部の省益や縦割り構造を打破し、首相の強いリーダーシップの下で、関係各省庁が一致団結して問題の克服に取り組むよう要望する。一方各地域における取り組みの推進においては、この問題が一地域の問題ではなく国家レベルの課題であることをふまえ、政府の環境政策・エネルギー政策との整合を図りながら、政府と各地域とが一体となって取り組みを推進するとともに、迅速かつ効果的に施策が実施できるよう、検討体制を一本化することが必要である。

今後の対策の実施過程、並びに2007年度に予定されている次回の「評価・見直し」に際しては、検討過程を可能な限り国民各界各層に開示するとともに、各層の参画による徹底的な議論が行われるよう要望する。

以上